

第4次別府市行政改革推進計画取組計画表（令和2年度）

| | | | | | | |
|-----------------|---|--|-------|--------------------|---|----------|
| 主管課 | 情報政策課（R2年度：総合政策課） | | 関係課 | 職員課・市民課・社会教育課・窓口各課 | | |
| 重要課題 | 1 行政サービスの向上 | | | | | |
| 大綱項目 | (4) ICTの活用 | | | | | |
| 改革項目 | 8 | マイナンバーカード活用による行政サービスの拡充 | | | | |
| 目標 | 種別 | 目標数値 | 令和2年度 | 30.00% | 5年間累計 | 20.1600% |
| 改革内容 | <p>①マイナンバー制度の推進 添付資料の省略可能な行政手続き及び行政手続きのオンライン申請の拡充など、マイナンバー制度のメリットを活かしたデジタル社会の早期実現が可能な行政サービスの導入について検討します。</p> <p>②マイナンバーカードの利便性の向上 国の事業である令和2年度実施予定のマイナポイント事業や令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるなど、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの利便性についての広報や設定支援を実施するとともに、本市独自の事業や官民連携事業等の導入について検討します。</p> <p>③マイナンバーカードの普及 上記①及び②のサービスの提供をすべての市民が受けられるよう、マイナンバーカードの取得を広報等により勧奨するとともに、申請サポートの拡充等について検討します。</p> | | | | | |
| 実施時期 | 取組計画 | | | 取組実績 | | |
| 第1四半期 | 4月 | | | | | |
| | 5月 | | | | | |
| | 6月 | ・マイナポイント支援コーナー設置検討 | | | ・マイナポイント支援コーナー設置検討 | |
| 第2四半期 | 7月 | ・マイナポイント支援コーナー開始 ・マイナポイントについてのCATVでの広報実施 | | | ・マイナポイント支援コーナー開始 ・マイナポイントについてのCATVでの広報実施 | |
| | 8月 | ・マイナポイントについて市報掲載 | | | ・マイナポイントについて市報掲載 | |
| | 9月 | | | | ・健康保険証利用登録について関係課協議 | |
| 第3四半期 | 10月 | | | | | |
| | 11月 | | | | | |
| | 12月 | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 | | | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 ・コンビニ交付検討 | |
| 第4四半期 | 1月 | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 | | | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 ・マイナンバーカード申請サポートコーナー設置 | |
| | 2月 | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 ・マイナンバーカード・マイナポイント出張申請サポートの実施 ・健康保険証利用登録について関係課協議 | | | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 ・マイナンバーカード・マイナポイント出張申請サポートの実施 | |
| | 3月 | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 ・マイナンバーカード・マイナポイント出張申請サポートの実施 | | | ・マイナンバーカード・マイナポイントについて市報掲載 ・マイナンバーカード・マイナポイント出張申請サポートの実施 | |
| 課題・問題点 | ・現状別府市のマイナンバーカードの普及率が低い。マイナンバーカードの普及率が向上しないと市民の利便性の向上は広く図れない。 | | | | | |
| 令和2年度総括 | 取組実績 | <p>・マイナンバーカード普及のため、7月から市内にマイナポイント申請支援コーナーを設置した。</p> <p>・QRコード付申請書の送付に併せて、1月から市内にマイナンバーカード申請サポートコーナーを設置、また、マイナンバーカード・マイナポイントの出張申請支援を2月から開始した。</p> <p>・マイナンバーカードの交付率は13.9%（R2.4.1時点）から22.6%（R3.4.1時点）となった。また、マイナポイントは約4,000件、健康保険証の申し込みは約2,300件受け付けを行った。</p> <p>・コンビニ交付サービスについて導入検討を行い、翌年度に導入実施予定となった。</p> | | | | |
| | 目標数値 | 30.0% | 実績数値 | 22.57% | 累積 | 12.73% |
| | 評価 | 主管課評価 | | | C | |
| 外部行政運営評価委員会協議内容 | <p>マイナンバーカードの普及促進の必要性が分からないため、進んでカードを作る人は少ないのではないかとの意見が多く、地区公民館での説明会だけでなく、もっと小さく自治会単位での会合等に職員が直接出向いて、メリットを説明していくことが普及促進に効率的との意見があった。課題の捉え方が逆で、利便性の向上が図れていないため、結果としてマイナンバーカードが普及していないのが現状であり、関係課と連携しながら高齢者向けのマイナンバーカードを使ったサービス等も検討してはどうかとの意見もあった。評価については、主管課評価と同じくC評価ということになった。</p> | | | | | |
| 外部行政運営評価委員会評価 | C | | | | | |

第4次別府市行政改革推進計画取組計画表（令和2年度）

| 主管課 | | 債権管理課 | | 関係課 | 全課 | | |
|-------------------------|------|--|----------------------|------------|---|------------|------------|
| 重要課題 | | 4 持続可能な財政運営 | | | | | |
| 大綱項目 | | (1) 財源の確保 | | | | | |
| 改革項目 | | 23 | 債権管理条例制定に伴う適正な市債権の管理 | | | | |
| 目 標 | | 種別 | 目標数値 | 令和2年度 | 1,000,000円 | 5年間累計 | 3,000,000円 |
| 改革内容 | | ①債権管理条例及び同施行規則を制定するとともにマニュアルを作成し、これまで各担当課ごと独自に取組んでいた債権回収について、統一的な取組みにより、公平な市民負担と自主財源の確保を図ります。 ②債権管理に関する研修会等を実施し、専門的知識の習得と適正な運用の浸透を図ります。 ③各々の債権回収にかかる指導、助言を行うとともに、困難案件に対する支援を行います。 | | | | | |
| 実施時期 | | 取組計画 | | | 取組実績 | | |
| 第1 四半期 | 4月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | 債権所管課へ解決に向けた方向性の提示 | | |
| | 5月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| | 6月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| 第2 四半期 | 7月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| | 8月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| | 9月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| 第3 四半期 | 10月 | 市顧問弁護士による研修会（第1回） | | | 市顧問弁護士による債権管理課主催研修会（第1回） 令和2年10月9日開催 | | |
| | 11月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| | 12月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| 第4 四半期 | 1月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | | | |
| | 2月 | 市顧問弁護士による研修会（第2回） | | | 市顧問弁護士による債権管理課主催研修会（第2回） 令和3年2月12日開催 | | |
| | 3月 | 債権所管課との協議と債権所管課への指導・監督 | | | ▼ | | |
| 課題・問題点 | | <ul style="list-style-type: none"> 債権を保有する担当課の債権回収における知識や技術の向上 債権管理（法令を含む）専門職員の育成 債権管理システムの導入検討 | | | | | |
| 令和2 年度 総括 | 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 市顧問弁護士による研修を令和2年10月9日と令和3年2月12日の2回実施し、債権管理に関する法律や判例を示しながら、債権の分類やそれぞれの特徴などの基礎的な知識の習得、質疑応答による実務上の疑問点等の解消を図った。 債権所管課からの債権管理に関する質問に対し、方向性の提示や助言を行った。 | | | | | |
| | 目標数値 | 1,000,000円 | 実績数値 | 2,285,079円 | 累積 | 2,285,079円 | |
| | 評価 | 主管課評価 | | | B | | |
| 外部行政運営 評価委員会協 議内容 | | 目標数値について明確な根拠が必要ではないか、そのためには過去の状況や全体額の把握が必要ではないかとの意見交換があり、強制徴収公債権の全体額把握の必要性から、今後はパソコンの共有スペース等を利用するなど、債権所管課と連携を取りながら見直しを図ることとした。 適正な市債権管理のためには、より厳しい処分や全債権所管課へのシステム導入、専門職員の育成及び適正な配置が必要との意見があり、関係団体や関係各課と協議を行うこととした。 目標数値の設定の仕方に見直しが必要な点はあるが、条例及び規則の制定は果たしており、評価についてはCに近いBとなった。 | | | | | |
| 外部行政運営 評価委員会評 価 | | B | | | | | |

第4次別府市行政改革推進計画取組計画表（令和2年度）

| 主管課 | | 高齢者福祉課 | | | 関係課 | | 関係各課 | |
|-------------------------|----------|---|------|-------|-----|---------------|------|--|
| 重要課題 | | 5 効率的な行政運営 | | | | | | |
| 大綱項目 | | (2) 事務事業の見直し | | | | | | |
| 改革項目 | | 33 高齢者福祉施策の総合的な見直し | | | | | | |
| 目 標 | | 種別 | 目標数値 | 令和2年度 | - | 5年間累計 | | |
| 改革内容 | | ①高齢者福祉施策を総合的に見直し、住民ニーズにあった事業を展開するとともに事務量と支出の軽減を図ります。 | | | | | | |
| 実施時期 | | 取組計画 | | | | 取組実績 | | |
| 第1 四半期 | 4月 | 高齢者福祉施策の整理を実施 | | | | 高齢者福祉施策の整理を実施 | | |
| | 5月 | | | | | | | |
| | 6月 | | | | | | | |
| 第2 四半期 | 7月 | | | | | | | |
| | 8月 | | | | | | | |
| | 9月 | | | | | | | |
| 第3 四半期 | 10月 | | | | | | | |
| | 11月 | | | | | | | |
| | 12月 | | | | | | | |
| 第4 四半期 | 1月 | | | | | | | |
| | 2月 | | | | | | | |
| | 3月 | | | | | | | |
| 課題・問題点 | | 「あり方検討委員会」の答申に基づき縮小を求められている事業は令和2年度から実施するが、内容の見直しを求められている事業については住民ニーズと合致したものになるよう検討・実施したい。 | | | | | | |
| 令和2 年度 総括 | 取組 実績 | 敬老祝金については令和2年度は半額とし、令和3年度は100歳のみ10万円の支給とした。高齢者いきいき健康づくり75については令和2年10月から廃止とした。ひとまもり・おでかけ支援事業については、令和3年度より拡充し、一人あたりの上限冊を10冊から12冊とした。老人クラブ補助金については参加促進を図るため、令和3年度から人数の多いクラブに対して加算額を増加した。優待入浴券については、令和3年度から廃止を決定した。敬老行事については参加促進のための制度改正案を打ち出せなかった。 | | | | | | |
| | 目標 数値 | - | 実績数値 | - | 累積 | | | |
| | 評価 | 主管課評価 | | | B | | | |
| 外部行政運営 評価委員会協 議内容 | | あり方検討委員会で見直しを求められている事業を具体的に説明し、ニーズはどのようにして把握しているのかという質問に対し、各種計画を定期的に策定する際にサンプル調査でアンケートからニーズを拾いあげていることを伝えた。また、今後建設される図書館も高齢者同士が集まれる場所にする等、高齢者福祉事業の総合的な取組を行ってほしいという意見が出された。高齢者にとっては、身近に集まれる場所が必要で、多額の費用をかけずとも徒歩圏内で高齢者福祉事業を行ってほしいとの意見もあった。主管課評価と同じくB評価ということになった。 | | | | | | |
| 外部行政運営 評価委員会評 価 | | B | | | | | | |